

教職員定数の改善、少人数学級の推進及び義務教育費
国庫負担制度の充実を求める意見書

学校現場では、解決すべき課題が山積し、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革がすすめられています。業務の削減や役割分担、通勤時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。いじめ・不登校などの教育課題に迅速に対応し、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行いながら、豊かな学びを実現していくためには、教職員定数改善とともに、一クラスの学級規模を引き下げることが最重要施策です。

また、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体の財政は圧迫されています。

地方分権の時代において、各自治体の裁量は増大しており、それぞれの地方の特色を生かした教育施策が行われることは大切ですが、これまでの教育環境整備に係るさまざまな整備計画の進捗とその結果を見るに当たり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、その根本となる制度設計や予算措置など、国の積極的な関与が引き続き重要です。

よって、国におかれましては、教育施策の充実と必要な財源の確保のため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望します。

記

1. 計画的な教職員定数の改善をすすめるとともに、少人数学級の推進を図ること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
3. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 元年12月18日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣